

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 事業者の役割

事業者は、港湾管理者と別に締結する契約（以下「本契約」という。）に基づきターミナル施設の整備を行うとともにターミナル施設全体（国又は県の所有に係る施設を含む。）を一体的に管理運営し、ターミナル施設の利用者に対し、高水準な施設を低廉な料金水準で公正かつ公平に提供するとともに、取扱貨物量の増大等利用促進に努めなければならない。

(2) 港湾管理者的役割

港湾管理者は、常陸那珂港全体の使いやすさと利用者層の拡大がターミナル施設の利用効率及び取扱能力を向上させ、もって取扱貨物量の増大に資することを認識し、使いやすい港づくりと利用者層の拡大に努めることにより、事業者の業務を支援する。

(3) 施設整備の役割分担

本港は新規開港であり、貨物量の予測のリスクが大きいため、PFI事業の実施にあたっては、供用開始時に必要なガントリークレーン等の大型施設の費用は港湾管理者の負担による整備とするほか、港湾管理者とPFI事業者の施設整備の方法は以下のとおりとする。

整備対象	整備主体
岸壁	国 (整備済)
背後用地	港湾管理者 (整備済)
荷役機械（ガントリークレーン、トランシファークレーン）	港湾管理者 (整備済)
第1期整備施設	PFI事業者 (整備済)
第2期整備施設	PFI事業者
荷役施設	
事業採算性の見込みのある施設	PFI事業者
その他の施設	港湾管理者

(4) 契約上の地位の譲渡

港湾管理者及び事業者は、他方の同意がある場合を除き、本契約上の地位又は権利義務を譲渡してはならない。

(5) 秘密保持

港湾管理者及び事業者は、本契約において知り得た双方の秘密を第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

(6) 責任分担

ア 基本的考え方

本事業において、事業者の役割に係る事業の責任は、事業者が負うものとする。

ただし、港湾管理者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途協議の上、港湾管理者が責任を負うこととする。

なお、事業者が責任を負うべきとした事項で、港湾管理者が責任を負うべき合理的な理由があるものや、現段階で責任分担が明確になっていないものについては、別途協議して定めるものとする。

イ 災害時等の対応

(ア) 港湾管理者は、天災その他の災害が発生した場合において緊急の必要があるときは、ターミナル施設をコンテナの取扱以外の目的に使用できるよう事業者に指示することができるものとし、事業者は当該指示に従わなければならないものとする。なお、この場合において事業者に費用負担が生じたときはその負担割合等については、事業者と港湾管理者とで協議するものとする。

(イ) 港湾管理者及び事業者は、不可抗力により本契約が履行できなくなったときは、その旨を直ちに他方に通知し、不可抗力により双方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

ウ 監視及び報告の徴収

港湾管理者は、事業者が提供する公共サービスの水準を監視し、及び事業者の財務状況を把握するため、定期的に報告を求める能够なものとし、その方法、内容については、本契約において定めるものとする。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 名称

常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設

(2) 所在地

茨城県那珂郡東海村照沼地先

(3) 対象区域

図-1に示す範囲（約28ha）

(4) 公共施設等の規模、配置

ア 施設概要

常陸那珂港は、平成8年3月に改訂（平成11年3月一部変更）した港湾計画に基づき、北関東地域の生産・消費活動を支える流通拠点として、外貿コンテナ輸送の進展等に対処するため、コンテナターミナルをはじめとした外貿物流機能等の強化を進めている。本事業の対象となるターミナル施設は、同計画に基づき常陸那珂港で初めて供用を開始するコンテナターミナルである。施設の規模は次のとおりである。なお、ターミナル施設は原則としてコンテナ船及びRORO船対応岸壁として使用する。

5万D/W級岸壁（-14m） 1バース 延長280m （計画延長310m）

3万D/W級岸壁（-12m） 1バース 延長240m （計画延長250m）

1万D/W級岸壁（-10m） 1バース 延長170m

このうち延長350mについては、水深15mとして運用可能

ふ頭用地 28ha

イ 取扱貨物量の目標

(ア) 供用開始時は、暫定供用段階として年間3万TEUの取扱貨物量を目標とする。

(イ) その後、取扱貨物量の見込みを考慮し、順次施設整備を進め、最終的な取扱貨物量の目標は25万TEU以上とする。

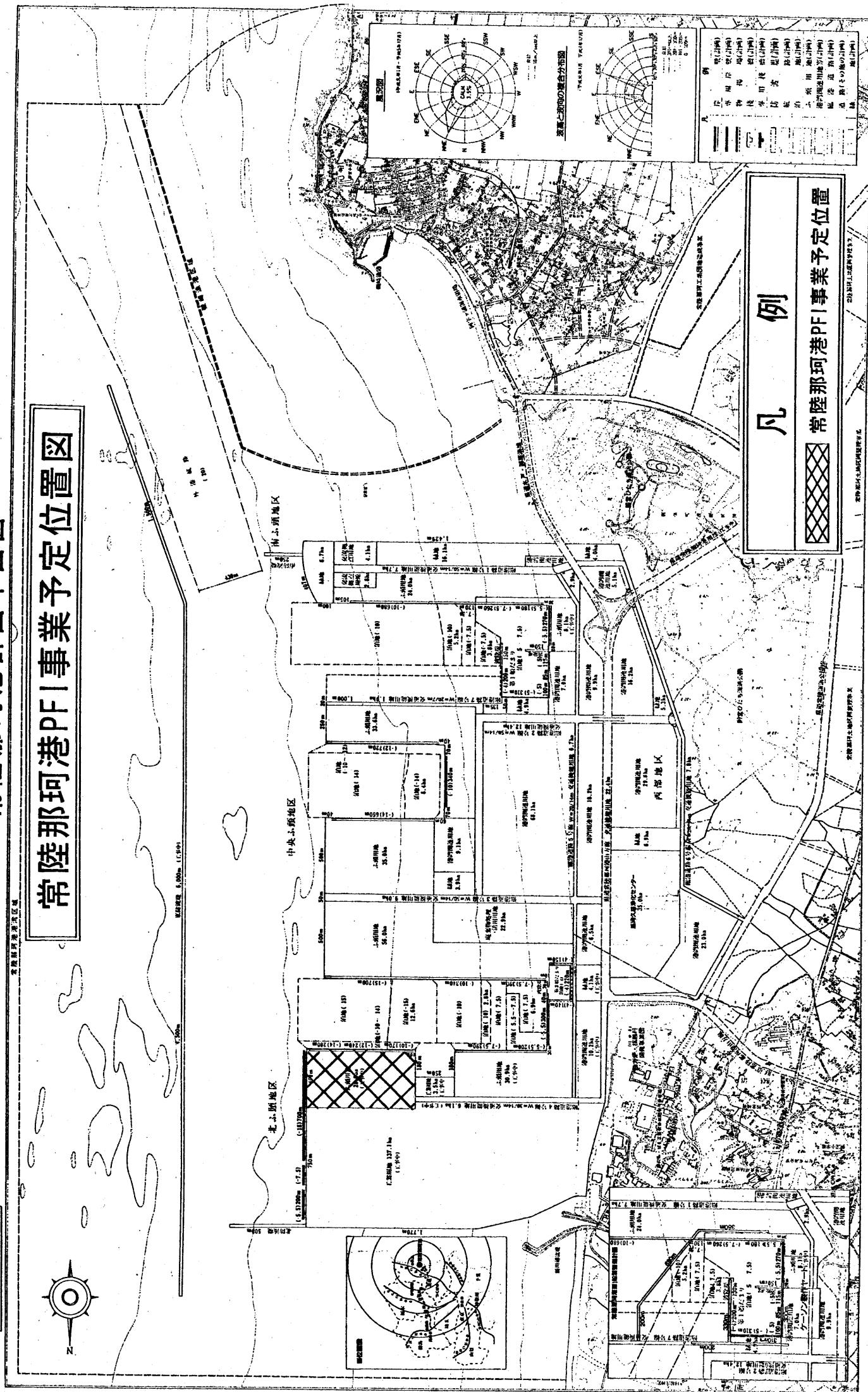
ウ 事業者が実施する荷役設備等の整備及び管理運営

事業者は、イの目標の達成のため、港湾管理者が整備する以外の施設の整備を利用者のニーズに即して適宜適切に行うとともに、ターミナル施設の管理運営を行うものとする。

1

圖面計劃港那珂陸常

常陸那珂港PFI事業予定位置図



5 関連する公共施設等の規模、配置計画

長期的計画は、常陸那珂港港湾計画（平成 8 年 3 月改訂、平成 11 年 3 月一部変更）によるものとする。なお、常陸那珂港の段階整備計画は次のとおりとする。

○常陸那珂港段階整備計画

北ふ頭公共コンテナターミナル施設の供用開始（平成 12 年 4 月）までを第Ⅰ期とする。

第Ⅱ期（平成 12 年度着工予定）として、外貿コンテナターミナル施設、内貿一般貨物用岸壁で構成される中央ふ頭の北側地区と、その背後の関連用地を整備する。

北ふ頭、中央ふ頭北側地区の利用状況等を踏まえながら第Ⅲ期として、中央ふ頭南側地区と南ふ頭地区を整備する。

（常陸那珂港段階整備計画図 図-2）

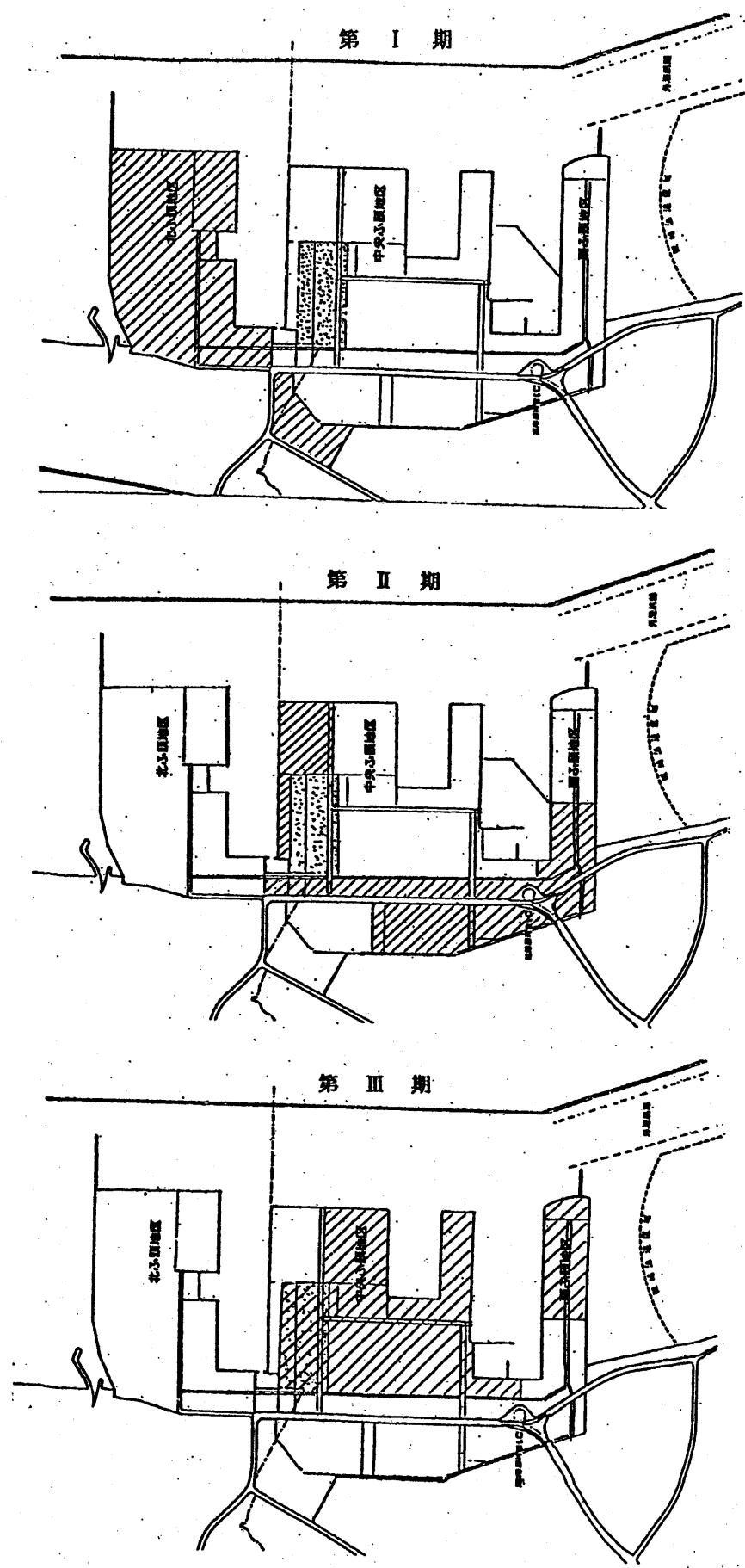


図-2 常陸那珂港段階整備計画図

6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、港湾管理者及び事業者は誠意をもって協議を行うこととし、協議が整わない場合は、契約に定める具体的措置に従う。なお、契約に関する紛争については、水戸地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業者が経営破綻するなど本事業の継続が困難となった場合には、港湾管理者の指定する者に対し事業者の契約上の地位を譲渡させる権利を港湾管理者が保留するなど、契約に定めるその事由ごとの責任の所在による対応方法に従うこととする。ただし、港湾管理者は、追加出資及び債務保証には応じない。

8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 支援制度

事業者は下記の財政投融資、税制優遇措置を活用することができる。

- ア 施設整備に対する財政投融資（日本政策投資銀行） 政策金利Ⅲ、融資比率 50%
- イ 税制優遇措置 特別土地保有税の非課税

(2) その他

事業者は、港湾法に基づく公共荷さばき施設等整備事業に対する新たな支援制度の適用が受けられるよう努めるものとする。また、港湾管理者も同制度が本事業者に適用できるよう努力するものとする。

9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

実施方針に対する意見を、下記のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成12年3月23日（木）から平成12年3月29日（水）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く）
- イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ウ 受付場所 茨城県土木部港湾課（常陸那珂港整備推進担当）